

太田市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市火災予防条例（平成17年太田市条例第245号。以下「条例」という。）第47条の2の規定並びに太田市火災予防規則（平成17年太田市規則第247号。以下「規則」という。）第21条及び第22条の規定による公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公表該当違反 消防法（昭和23年法律第186号）又は消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）に関する違反であって、公表の対象となる違反の内容に該当するものをいう。
- (2) 公表予定日 太田市消防本部火災予防査察規程（平成17年太田市消防本部訓令第13号。以下「査察規程」という。）第18条第1項の規定により関係者に交付する立入検査結果通知書（以下「立入検査結果通知書」という。）による通知をした日から14日を経過した日をいう。
- (3) 公表事項 規則第22条各号に規定する事項をいう。

(公表該当違反となる違反の内容)

第3条 規則第21条第2項に規定する「消防用設備等が設置されていないこと」とは、消防用設備等の設置が義務となる防火対象物又はその部分において、消防用設備等（これらの設備に代えて用いることができる令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を含む。）が一切設置されていないこととする。

(公表該当違反の報告等)

第4条 査察規程第2条第8号に規定する査察員（以下「査察員」という。）は、査察規程第13条に規定する立入検査において、公表該当違反を認めた場合には、消防署長に速やかに報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた消防署長は、公表該当違反の事実を確認するため必要と認めるときは、査察規程第11条に規定する違反処理担当員に調査を行わせるものとする。この場合において、消防署長は、必要があると認めるときは、消防長に対して査察員の派遣を要請することができるものとする。

3 第1項による公表該当違反の報告を受けた消防署長は、公表該当違反報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添付し、消防長に報告するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書
- (2) 査察対象物台帳
- (3) その他消防長が必要と認める資料

(公表についての説明)

第5条 前条第1項の規定による報告を受けた消防署長は、公表該当違反があると認めた場合には、前条第1項の立入検査を行った査察員に命じ、関係者に対し、立入検査結果通知書を交付させるとともに、公表についての説明を行わせるものとする。

(公表の決定及び通知)

第6条 消防長は、第4条第3項の規定による報告を受けた場合は、公表の可否を決定するものとする。

2 消防長は、前項の規定により公表の実施を決定した場合は、公表予定日の7日前までに、関係者に対し、公表通知書(様式第2号)を直接交付し、受領書(様式第3号)に署名又は記名押印を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、受領拒否等の事由により公表通知書を直接交付できない場合は、当該公表通知書を内容証明の取扱いを加えた配達証明の取扱いで関係者に郵送するものとし、当該関係者に受領書への署名又は記名押印を求めることを要しないものとする。

(違反の公表)

第7条 消防長は、公表該当違反が公表予定日までには是正されない場合には、規則第22条第1項の規定により市のホームページに公表事項を掲載するものとする。

2 公表該当違反が公表予定日までには是正されないことの確認は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

- (1) 関係者からの公表該当違反を是正した旨の連絡の有無
- (2) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の3第1項に規定する届出の有無
- (3) 令第32条に係る特例規定適用の有無
- (4) その他消防長が必要と認める事項

3 予防課長は、前項第1号の連絡若しくは同項第2号の届出があった場合又は特例規定の適用を判断するために必要があると認める場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

4 第1項の規定による公表事項の掲載に係る事務は、原則として太田市の休日を定める

条例（平成17年太田市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間（以下「開庁時間」という。）に行うものとする。

（公表の削除等）

第8条 予防課長は、現に公表をしている防火対象物の関係者から公表該当違反を是正した旨の連絡を受けた場合には、速やかに公表該当違反が是正されたことを確認するための調査を行うものとする。

2 予防課長は、前項の調査により、公表該当違反が是正されたと認める場合には、公表該当違反是正報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる資料を添付し、消防長に報告するものとする。

(1) 是正状況が確認できる資料

(2) その他消防長が必要と認める資料

3 消防長は、前項の規定による報告により公表該当違反の是正が確認された場合は、市のホームページから公表事項の削除をするものとする。ただし、公表該当違反が複数存する場合において、いずれかの公表該当違反が是正された場合の公表事項の削除は、公表事項のうち当該是正がされた違反の内容についてのみ行うものとする。

4 前項の規定による公表事項の削除は、原則として開庁時間に行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。